

【別添2-1】

「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

(1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。また、都道府県は必要に応じて保健所等にも確認し、(1)及び(2)の確認を行うこと。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥、⑦いずれも満たす日は、療養者に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年4月1日から令和5年5月7日まで

ただし、特に知事が認める場合には、この限りでない。

⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者（国実施要綱別添2に規定する者をいう。以下同じ。）が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いる日。

なお、「施設内療養者」のうち、令和4年9月30日までに発症した者については、「発症後15日以内の者」とする。また、令和4年10月1日以降に発症した者については、「発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）」とする。ただし、発症から10日間経過しても、症状軽快後72時間経過しているために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。）後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする。ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする。）なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり一日1万円（一人あたり最大15万円）を助成する。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円（一人あたり最大15万円）を追加補助する。

なお、補助額は別表2-1の補助単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本助成は、別表2-1の対象経費の「(ア)①～③に該当する事業所・施設等の場合」への対象経費とあわせての助成が可能である。